

令和8年5月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和8年5月20日開会

丸亀市農業委員会

令和8年5月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和8年5月20日（水） 午前9時55分～午前10時50分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 39人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 和泉 弘美 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 2. 田中 浩信 | 7. 山根 三枝子 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 富田 等 | 13. 竹田 久義 | |
| 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 14. 松永 哲夫 | |

農地利用最適化推進委員 25人

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 10. 山口 好則 | 20. 新居 勉 | 27. 徳永 善史 |
| 2. 西山 孝 | 13. 大野 忠志 | 21. 山本 清秀 | 28. 竹林 俊一 |
| 3. 廣瀬 義文 | 14. 高木 久義 | 22. 深井 正隆 | 29. 山本 敏一 |
| 4. 一本松 学 | 15. 田羅間 勳 | 23. 佐藤 久男 | 30. 三谷 孝治 |
| 6. 坂井 清照 | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆 | |
| 8. 戸張 正典 | 18. 宮武 俊博 | 25. 古竹 義弘 | |
| 9. 宮前 千代秋 | 19. 喜來 聖則 | 26. 村山 雅美 | |

欠席委員 7人

農業委員 2人

- | | |
|----------|-----------|
| 4. 内田 久夫 | 10. 小松和貴子 |
|----------|-----------|

農地利用最適化推進委員 5人

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 5. 齋藤 純子 | 11. 須藤 誠一 | 17. 田中 正隆 |
| 7. 守家 祥司 | 12. 大西 浩 | |

農業委員会事務局出席者

事務局長 松本 尚喜	事務局次長 山田 健司	主 査 佐々木武志
副 主 幹 富田 将友	主 任 宮内 隆匡	

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況等について
- 3 その他

報 告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

- 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第29号 非農地証明願について
- 議案第30号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

- 報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

その他

●事務局長（松本尚喜君）

通常総会に引き続きまして、令和8年5月の農業委員会定例総会を開会いたします。着座にて失礼します。その前に先程の通常総会で頂きましたご質問に対してお答えいたします。

●事務局次長（山田健司君）

先程、高木推進委員さんから御質問のあった、農地パトロール中に怪我をした場合の補償について御座いますが、先程、通常総会時に山口農地利用最適化推進委員さんが仰ったように、各委員さんは非常勤職員という立場になりますので、公務災害が適用されることとなります。パトロール中の事故であるとか、総会出席のための移動時などに事故があった場合は公務災害ということで、我々職員と同等の補償が行われるということとなっております。以前は、農業委員会組織として、農業会議を通じて、任意で保険に加入をしておりました。過去には農業委員会親睦会があり、会費を集めて、その中から保険料の支払いをして任意保険に加入していた時もあったようです。先程の公務災害による補償と二重の補償を受けられるような形をしていたみたいですが、その後、そこまで必要ないのではないかとということと親睦会も解散したということで、任意の保険は加入しなくなったということで、今の状況は、非常勤の職員の公務災害に関する補償で対応するということとなっております。

●農地利用最適化推進委員（高木久義君）

去年の6月にちょっとした事故があったんですが、今後、同じような事故があった場合にどうなるかが知りたくて今回質問しました。

●会長（松永哲夫君）

大きい事故だったんですか。

●事務局次長（山田健司君）

高木委員さんから聞いたのは、怪我とかではなくて車の物損と聞いていましたので、改めてお伺いし対応できるものについては対応いたします。

●事務局長（松本尚喜君）

総会終了後に詳細をお伺いいたしますので、宜しくお願いいたします。それでは、令和8年5月の農業委員会定例総会に入りたいと思います。本日お配りしております資料の確認をお願いします。事前にお送りしています議案等書類もお出してください。推進委員の皆さまにおかれましては、総会出席は最適化活動に該当しますので、本日出席した件、青色の記録セットにご記入ください。また、女性の委員さんには、6月30日に高松市で女性リーダーの研修会のご案内の資料をお配りしておりますので、参加される場合は6月8日までにお電話等にて事務局にご連絡を頂ければと思います。議事進行につきましては、松永会長、宜しくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、只今から定例総会を始めたいと思います。本日の出席委員は14人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、5番 平山委員さんと6番 和泉委員さんをお願いいたします。それでは、農政に関する議題には入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（松本尚喜君）

はい、農政に関する議題といたしまして、農政に関する議題として、議題1 地域計画の変更について、議題2 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況等について、議題3 その他です。以上、御審議のほど宜しくお願いいたします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

皆さんおはよう御座います。農林水産課の造田です、宜しくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。5月8日締切分の地域計画変更申出が提出されましたので、御報告とともに反対意見が無ければ地域計画変更手続きを進めさせていただきますので、宜しくお願いいたします。いまから説明させて頂く農地は、すべて地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており、除外の同意は頂いております。それでは、地域計画変更に係る資料ですが、全部で3部御座います。地域計画変更等理由書（総括表）とそれに対応する位置図、それと地域計画変更（案）、この3部で説明させていただきます。最初に、地域計画変更等理由書（総括表）と位置図を見て頂きたいと思います。

【番号1～2の各案件説明】

今後のスケジュールですが、こちらで反対意見がなければ、香川県農地機構にも御意見を伺います。

そこでも反対意見がなく、意見書が揃ったところで、地域計画変更案の公告縦覧を2週間行います。そちらでも意見がなければ、6月20日頃に地域計画の変更の公告を行い、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、7月3日締め of 農地転用の申請手続きを行ってもらうこととなります。ですので、地域計画変更後、転用事業者がスムーズに申請すれば、2か月後の7月17日の農業委員会定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。説明は以上となります。何か御質問はありますでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御質問ありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものとしたします。造田さん、ありがとう御座いました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとう御座いました。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題2 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況等について、事務局よりより説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。それでは事前に送付しています資料、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表という資料をお手元にご用意ください。農地利用の最適化活動につきましては、令和4年度から毎年、活動目標を設定した上で、一年後にその結果及び実績を点検評価することとなっております。それでは、令和7年度の各項目の実績について概要を説明させていただきます。1 ページ目、ローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」について、1の委員会の体制及び2の農家・農地等の概要はご覧のとおりです。1枚めくっていただいて、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の実施状況」についてです。まず、1最適化活動の成果目標(1)農地の集積について、①現状及び課題、そして②目標、それに対して③実績になりますが、今年度の新規集

積面積がマイナス 2.9ha となっています。これは、現状の項目の欄の 819.9ha と比べてのものになりますので、令和 7 年度末の農地集積面積が 817.0ha で、集積率は、31.9%となりました。点検結果としては、担い手の高齢化や減少等により、目標を下回る結果ということにしております。

次に、(2)遊休農地の発生防止解消ですが、これに関しても、①現状及び課題、②目標に対しまして、次のページ③実績をご覧くださいと思います。まず、ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消ですが、これは、評価の基準となっている令和 3 年時点における緑区分の遊休農地を、令和 7 年度にどれだけの面積を解消できたかという実績でして、令和 7 年度は 0.3ha 解消できましたが、解消面積の目標が 3ha で設定していますので、達成率が 10%となっております。イの新規発生遊休農地の解消については、前年度に当たる令和 6 年度に新規発生した緑区分の遊休農地に対して、令和 7 年度にどれだけ解消できたかということで、その実績面積が 3.1ha でした。④その他は、令和 7 年度に行った利用状況調査の結果となります。1 号遊休農地の面積が 24.2ha で、緑区分の 13.8ha と黄色区分の 10.4ha を合わせた面積となります。昨年度と比べ、全体で 4ha 増えております。これに関しましては、点検結果に記載のとおり、農業者の高齢化と後継者不足が大きな要因であるのに加え、近年の猛暑の影響で雑草繁茂による遊休化が進んでいるのではないかと考えます。続いて、(3)新規参入の促進について、こちらも①現状及び課題、②目標、次のページに、③実績を記載しております。その中の（参考）新規参入者の参入状況のところを見ていただきますと、令和 7 年度は参入経営体が 4 で、取得農地面積が 1.9ha でした。これに関しましては、令和 6 年度より若干減ってはいますが、例年並みの実績であったと考えます。

次に、2 最適化活動の活動目標のところ、(2)活動強化月間の設定ですが、①目標のとおり、7 月、8 月に農地パトロール、11 月に利用意向調査を実施しました。次のページをお願いします。

(3)新規参入相談会への参加については、①目標に対しまして、②実績としては、ありませんでした。これは、新規就農等に関する相談会などの機会がなかったということで 0 回となっています。そして、最後に、目標の達成状況の評語に関しましては、目標に対して期待をやや下回る結果となりました。これは、自動で採点されたものですが、農地の集積や遊休農地の解消等が目標どおり進まなかったことで、このように判定されたと考えます。あと、推進委員等の点検・評価結果として、評価を 4 段階の項目に分けて、該当する委員さんの人数を記載しています。これは、令和 7 年度の委員さんの活動目標日数が、月 8 日でしたので、それに対する評価となります。結果については記載のとおりですが、今年度も活動目標日数を月 8 日で設定させていただいておりますので、引き続きご協力のほど、宜しくお願いいたします。点検結果の説明は以上となります。御審議、宜しくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりましたが、何か御質問等ありませんか。

●農地利用最適化推進委員（宮武俊博君）

利用状況調査に関連してですが、農地に建設残土を置いているところは何ヶ所かあって、法的に問題があると思うので、農業委員会としては、どういった処理をしているのかなということをお聞きします。

●事務局次長（山田健司君）

現地も確認した上で、対応をさせていただきます。

●農地利用最適化推進委員（宮武俊博君）

推進委員として、手を出せないのです。

●会長（松永哲夫君）

不法に置かれているのであれば、転用申請を出してもらわないといけませんので、現場を確認の上、対応します。

●会長（松永哲夫君）

他に何か御意見は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

先程の御意見について、後ほど宮武委員さんに詳しくお伺いさせていただきますが、他に御意見も無いようですので、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況等については、異議の無いものとします。それでは、報告連絡事項に移ります。報告1 定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告をお願いします。

●事務局長（松本尚喜君）

はい。報告1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。次第の裏面を御覧ください。飯山市民総合センター開催分は4月27日 竹田委員さんで、市役所本庁開催分は5月7日

田中委員さん、綾歌市民総合センター開催分は5月11日 竹内副会長で、午前9時から11時の間で受付を行い、相談はありませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は5月27日水曜日 松永会長で、市役所本庁開催分は6月5日金曜日 尾野副会長で、綾歌市民総合センター開催分は6月10日水曜日 牛田委員さんの担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告に対して何か御質問、御座いませんか。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

農家相談の件数が0件ばかりなんで、止めたらどうか。時間が勿体ない。

●会長（松永哲夫君）

毎月0件ばかりではないんですが。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

年間で数件しかないのに、事務局で対応したほうが効率的や。日当も払っていて効果的でないやん。

●会長（松永哲夫君）

特別に日当を払っているわけでもないんですが。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

推進委員と農業委員の報酬が違うのは、ここらで差をつけているんやろ。

●事務局次長（山田健司君）

ここ数回は相談件数が無かったと思うんですけど、委員さんにはマッチング業務でご協力頂いているんですけど、最近は貸借相談が農家相談会にもはいつてきておりますので、もう少し状況を見ながら考えさせて頂けたらと思っていますので宜しくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

市の方でも市民相談から始まりまして色々な相談会というのが本庁、各センターでやっておりますけれども、それも半日とか1日で開催されております。案件が無い場合もあると思いますし、飯山のセンターでも1日ずっとあけておりますけど、相談者がいないケースもよくあります。ただ、色々なお困りごとの相談窓口としてやっているのだと思います。農家相談についても、その一環としてやっており定着していると思います。相談日の日に相談に来るだけでなくして、通常は事務局に相談に来られているのが大半だと思います。農業委員さんが事務局以上に答えられるケースばかりではないですが、定例の農家相談は実施させて頂きたいと思っております。

●会長（松永哲夫君）

事務局、その他報告事項はありますか。

●事務局長（松本尚喜君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。次に土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（松本尚喜君）

失礼いたします。土地に関する議題といたしまして、議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第28号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、議案第29号 非農地証明願について、議案第30号 許可後の事業計画変更申請についてで御座います。報告といたしまして、報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知確認についてで御座います。以上、御審議、宜しく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事

務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、議案の1ページを御覧ください。位置図と一緒に御確認を宜しくをお願いします。議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は11件となっておりますが、整理番号7番につきましては、事情により取下げとなりましたので、全部で10件となりますので、宜しくをお願いします。

1番 田村町・・・合計面積 1,137.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、自作地の取得を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番 川西町南・・・合計面積 2,844.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、借受人で経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番 飯野町東二・・・合計面積 512.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、贈与による所有権移転を行うもので、当案件は、新規就農に該当します。申請地では、ニンニク、ジャガイモなどの野菜やレモン、ダイダイなどの果樹を作付けする計画で、まずは自家消費用としてですが、生産量に応じては出荷を考えたいそうです。譲受人は、祖父母や父の農業を15年ほど手伝った経験があり、従事者は本人とその妻で、二人で年間300日の従事日数を見込んでいます。トラクターや草刈り機、トラック等の農機具を所有しており、農地までは1キロ程度と、通作に関しても問題ないと考えます。

4番 垂水町・・・合計面積 2,138.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 515.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。2 ページをお開きください。

6 番 綾歌町富熊・・・合計面積 460.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜や果樹を作付けする計画が提出されています。

7 番 取下げです。

8 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 668.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

9 番 飯山町東小川・・・合計面積 604.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、弟で分家独立している譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。3 ページをお開きください。

10 番 飯山町西坂元・・・合計面積 3,114.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

11 番 飯山町西坂元・・・合計面積 2,457.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上 10 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受

人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。なお、新規就農を目的に農地を取得する案件につきましては、地区の委員さんに申請概要をお伝し、必要に応じて現地調査を行っていただくなど問題ないことを確認しております。御審議、宜しく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見、御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようでしたら、採決いたします。議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号7番を除きます、1番から11番の各案件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議も無いようですので、議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請10件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に、議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。それでは、4ページをお開きください。議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてで御座います。案件は2件です。

1番 津森町・・・合計面積 111.00 m²（内併せ利用地 66.00 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、平成4年頃に駐車場として造成し、利用していましたが、当時、農地法の許可申請

が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、駐車場用地として利用するものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 津森町・・・合計面積 71.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成 2 年頃に貸駐車場として造成し、利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、貸駐車場用地として利用するものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 2 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、宜しくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見、御座いませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、それでは採決いたします。議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番及び 2 番の案件について許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 2 件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第 27 号 農地法第 5

条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

5ページをお開きください。議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてで御座います。案件は5件です。

1番 津森町・・・合計面積 337.00 m²（内併せ利用地 149.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲1区画の整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番 津森町・・・合計面積 7,288.76 m²（内併せ利用地 400.76 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲28区画の整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番 津森町・・・合計面積 2,314.82 m²（内併せ利用地 82.82 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲9区画の整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。7ページをお開きください。

4番 津森町・・・合計面積 339.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅2階建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 1,544.36 m²（内併せ利用地 715.36 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上5件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被

害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、宜しく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんか

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 番までの各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 5 件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。続きまして、議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、8 ページをお開きください。議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてでございます。本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。今回の案件は、筆数が 340 筆、面積 334,089.64 m²です。これは、7 月以降の始期の利用権設定に係る意見聴取になります。詳細は 8 ページから 22 ページの表のとおりです。

以上、同法第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。御審議、宜しく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんか
しょうか

●会長（松永哲夫君）

特に御異議もないようですので、議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、原案どおり、処理していくことといたします。続きまして、議案第 29 号 非農地証明願についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 23 ページをお開きください。議案第 29 号 非農地証明願についてで御座います。案件は 2 件です。

1 番 広島町小手島・・・合計面積 5,020.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

2 番 綾歌町富熊・・・合計面積 2,884.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上 2 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議、宜しく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 29 号 非農地証明願について、整理番号 1 番及び 2 番の各案件を原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第 30 号 許可後の事業計画変更申請

についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。24 ページをお開きください。議案第 30 号 許可後の事業計画変更申請についてで御座います。案件は 3 件です。

1 番 土器町西一丁目・・・合計面積 1,540.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 7 月 14 日、分譲住宅 1 階建て 4 棟、2 階建て 1 棟の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、工期を 2 年延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

2 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 2,546.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 4 年 10 月 21 日、特定建築条件付売買予定地 2 階建て 9 棟の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、工期を 2 年延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。次に、25 ページにかけてになります。

3 番 飯山町真時・・・合計面積 8,202.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 3 年 5 月 11 日、分譲住宅 2 階建て 27 棟の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、工期をさらに 2 年延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

以上、御審議、宜しくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

御異議もないようですので、議案第 30 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番から 3 番までの各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 12 号 農地

法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について一括して事務局より報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、26 ページをお開きください。報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について御座います。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 5 件です。

1 番 田村町・・・合計面積 1,137.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 8 年 1 月 8 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 飯野町東二・・・合計面積 2,778.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 10 月 24 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。

3 番 飯野町東二・・・合計面積 1,155.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 10 月 24 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。27 ページをお開きください

4 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 2,619.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 7 月 9 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望は御座いません。

5 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 4,205.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 9 月 26 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望がありまして、すでに貸付申出書が提出されております。

28 ページをお開きください。報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について御座います。報告は 2 件です。

1 番 田村町・・・合計面積 1,137.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、賃借人への譲渡のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番 綾歌町富熊・・・合計面積 4,860.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定がされていたものですが、売却のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何か御質問、御意見は御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、報告事項は終わります。以上で5月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前10時50分終了）